

新 川 文 化 ホ ー ル
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8年8月

魚津市教育委員会生涯学習・スポーツ課

新川文化ホール指定管理募集要項

新川文化ホール（以下「ホール」という。）について、魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年魚津市条例第 25 号。以下「手続条例」という。）及び魚津市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年魚津市教育委員会規則第 8 号）に基づき、指定管理候補者の選定のための公募を行います。なお当該施設は富山県との共同設置施設であり、施設は魚津市所有分、富山県所有分、共有分で構成されています。本要項は魚津市所有分についてのものです。富山県の要項は別に作成され、一緒に配布しております。

1 新川文化ホールの概要

（１）施設の全容

名称	新川文化ホール
所在地	魚津市宮津 110 番地
敷地面積	51,061 m ²
延床面積	12,797 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上 4 階（地下 2 階）
施設内容	大ホール 1,186 席
	小ホール 297 席
	展示ホール 842 m ²
	リハーサル室 249 m ²
	練習室（5 室）、会議室（7 室）、和室（3 室）、常設展示室 事務室、イベント広場、駐車場 ほか

（２）魚津市所有分

敷地面積	32,201 m ²
延床面積	3,590 m ² (内 1 階部分 1,881 m ² 、2 階部分 1,522 m ² 、3 階部分 187 m ²)
施設内容	展示ホール 842 m ²
	会議室（7 室）、和室（3 室）、常設展示室、イベント広場、駐車場の一部

（３）共有部分

延床面積	事務室及び地階等機械室（1,012 m ² ）
建物に関して富山県との共有部分があり、魚津市の共有持分は 5 割です。	

（４）開設 平成 6 年 11 月

※施設概要については、下記の新川文化ホールのホームページをご参照ください。

<http://www.miragehall.jp/>

2 申請資格

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。なお、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

①法人等の団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人による申請はできません。）

②申請する法人等及びその役員が、次のア〜クのいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき、現に破産手続きを行っている者又は破産者で復権を得ない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、現に更生手続又は再生手続を行っている者

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、本市における競争入札等の参加を制限されている者

オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けてから 2 年を経過しない者

カ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

ク 国税、県税、市税を滞納している者

③富山県内に事務所を置き又は置こうとする者（この場合、指定期間の開始日から 1 箇月前までに設置されている必要がある）であること。

※『事務所を置き又は置こうとする』とは当該施設内あるいは県内の別の場所に、単に設置しているという意味ではなく、管理上の連絡調整や危機管理時の迅速な対応のための人員配置等の体制が整っていることを要する。

④文化振興及び舞台芸術に関する知識を有し、当該施設又は同類の施設に係る維持管理業務について経験を有するものを設置すること（指定管理の業務を開始するまでに配置すること）。

⑤別添「新川文化ホールの管理に係る業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定める、施設の管理に必要な資格及び免許を有するものを配置すること。ただし、外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許を有していること。

⑥ 7（4）の現地説明会に出席したものであること。

⑦共同体での申請

ホールの管理運営をより効率的に行うために、複数の団体での共同による申請（以下「共同体申請」という。）を行うことができます。この場合には次の事項に留意してください。

ア 共同体申請に当たっての代表団体を選定してください（他の団体は構成団体とします）。

申請に関する魚津市からの通知、案内等は代表団体へのみ送付します。

イ 共同体で申請する場合は、共同体のすべての構成員が申請資格の要件を満たすことが必要です。

ウ 代表団体及び構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合については別途団体間で協定を締結してください。

エ 応募後の構成団体・代表団体の変更は原則として認めません。

3 指定管理者が行う業務の範囲

新川文化ホール条例（平成6年魚津市条例第16号。以下「条例」という。）に基づき、ホールの指定管理者は次の業務を行わなくてはなりません。詳細は業務仕様書で確認してください。

- ①ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務（条例第6条第1号）
- ②ホールの利用の承認に関する業務（条例第6条第2号）
- ③ホールの利用料金の徴収に関する業務（条例第6条第3号）
- ④文化の振興に関する業務（条例第6条第4号）
- ⑤魚津市美術展、魚津市民文化祭を実施する業務（条例第6条第4号）
- ⑥その他魚津市教育委員会が必要と認める業務（条例第6条第4号）

4 運営に関する基本的事項

（1）設置目的・管理運営の基本的考え方

ホールは魚津市を含む新川地区の文化芸術の振興に資するため、富山県と魚津市が共同設置した施設です。指定管理者は業務仕様書に従い利用料金制により、施設の効用が最大限に発揮できるよう管理運営を行う必要があります。

管理運営を行うにあたっては、魚津市及び富山県の文化芸術振興の方針に基づき、関係機関との連携を図り、文化芸術の振興に努めていただきます。

魚津市及び富山県は当該施設の効率的な維持管理を行うためには、魚津市の所有部分、富山県の所有部分、共有部分については、一体的な維持管理を行っていただく必要があると考えております。従って、申請に際しては、一体的な管理を行うことを前提に施設全体に係る同一内容の事業計画書を魚津市と富山県に提出してください。

なお、指定管理者は施設の効用の向上のため、条例、規則に基づく開館時間、休館日、利用料金、還付、減免、利用承認手続きなどについて、提案をしていただくことができます。この場合、これらの提案を実施するためには魚津市教育委員会又は魚津市及び富山県の承認が必要になる場合があります。またこれらの提案を実施する場合においても、6（1）に記載する指定管理料の上限額は変更されません。

（2）文化の振興に関する業務の考え方

指定管理者は、施設の設置目的を達成するため、指定管理者の創意工夫に基づき企画事業を行うこととします。ただし、事業の実施に当たっては、事前に魚津市教育委員会及び富山県と協議することとします。詳細は業務仕様書で確認してください。

（3）開館時間・休館日

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日

（4）職員配置

- ・管理運営業務を実施するため、必要な有資格者等の職員を配置することとします。
- ・各種業務における責任体制を確立することとします。

- ・職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障が無いように配慮するとともに、利用者の要望にこたえられるものとします。
- ・職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めることとします。

(5) 法令の遵守

業務の遂行に当たっては、以下に掲げる法令等のほか、各種法令等を遵守してください。

- ①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ②手続条例
- ③魚津市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年魚津市教育委員会規則第 8 号）
- ④条例及び同条例施行規則（平成 6 年魚津市教育委員会規則第 3 号）
- ⑤魚津市行政手続条例（平成 8 年魚津市条例第 24 号）
- ⑥魚津市情報公開条例（平成 16 年魚津市条例第 7 号）
- ⑦魚津市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する規則（平成 17 年魚津市教育委員会規則第 3 号）
- ⑧魚津市個人情報保護法施行条例（令和 5 年魚津市条例第 1 号）
- ⑨魚津市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成 17 年魚津市教育委員会規則第 1 号）
- ⑩その他魚津市又は魚津市教育委員会が定める各種マニュアル、広報等に関するルール

(6) 文書の管理・保存

業務を遂行するに当たり作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録等は、魚津市教育委員会文書取扱規程（平成 12 年教育委員会訓令第 2 号）等を参考に適正に管理・保存することとします。

また指定管理者として作成した帳簿書類は、指定期間終了時に、魚津市教育委員会の指示に従って引渡しを行っていただきます。

(7) 情報公開

施設の管理運営に当たっては、管理運営に係る情報の公開に関し必要な措置を講じることとします。

(8) 管理運営を通じて取得した情報の取り扱い

指定管理者は、魚津市個人情報保護条例の適用を受けますので、業務上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。指定管理者又はその管理運営する公の施設の業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とします。

(9) 健康、環境への配慮の推進

施設の維持管理に当たっては、館内禁煙、光熱水の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境への配慮を行うものとします。

(10) 事業計画、事業報告、事業評価

①事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度事業計画書を作成し、前年度2月までに魚津市教育委員会へ提出してください。

②定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、速やかに魚津市教育委員会へ定期報告書を提出してください。

（記載内容）施設利用状況、事業実施状況、利用料金収入、施設の管理状況、利用者からの苦情及びその対応状況 等

（添付資料）必要に応じて参考資料があれば併せて提出してください。

③事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は毎事業年度終了後又は指定管理期間満了後30日以内に、下記の事項を記載した事業報告書を魚津市教育委員会へ提出してください。

ア 業務実績及び利用状況

イ 利用料金収入実績

ウ 経費の収支状況

エ 施設の保全状況（修繕実施状況含む。）

オ 事業評価の実施状況

カ その他魚津市教育委員会が必要と認める事項

④事業の進捗状況の把握

魚津市教育委員会は、事業報告書・定期報告書（月報）以外に、必要に応じて事業の進捗状況について指定管理者に報告を求めることがあります。事業報告書等で報告された事業の進捗状況に基づき、業務が適正に行われているか確認します。その結果必要と認められるときは、業務の改善等必要な指示を行います。

⑤事業評価

指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施し、その結果を事業報告書に記載していただきます。

(11) 物品の管理

指定管理者は、ホールの管理運営に関し、魚津市が貸与する市有物品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

また指定管理料で購入した物品は上記の物品と区別して整理し、指定管理者の責任で管理するものとします。

(12) リスク分担と保険の加入

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、小規模修繕（1件100万円未満）は指定管理者の責任とします。1件100万円を超える修繕については、魚津市教育委員会と協議を行うものとします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに魚津市教育委員会に報告しなければならないものとします。

施設に対する火災保険は魚津市の責任で加入しますが、施設賠償保険については指定管理者

が加入することとします。

魚津市と指定管理者のリスク分担については、次のとおりとし、その他必要な事項については協定で定めます。

リスクの種類	内容	負担区分	
		魚津市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
経費の増大	本市の指示に基づく業務内容の変更等	○	
	物価上昇その他本市以外の要因によるもの	(その都度協議)	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止又は延期	(その都度協議)	
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	本市の都合によるもの	○	
三者への損害	業務の執行に伴うもの		○
	施設の管理瑕疵によるもの		○
	施設の設置瑕疵によるもの	○	
施設及び設備等の修繕	経年劣化、構造上の瑕疵等による大規模修繕	○	
	指定管理者が故意又は過失により損傷させたもの		○
	上記以外	(その都度協議)	
苦情への対応	指定管理者が適切に執行すべき業務に関するもの		○
	上記以外	○	

(注) 本市が賠償した場合、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、指定管理者に求償する場合があります。

(13) 包括的な外部委託の禁止

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個別具体的な業務を、魚津市教育委員会及び富山県と協議の上、第三者に委託することができます。この場合でも包括的に業務を委託し、又は請け負わせることはできません（例えば施設の管理を指定管理者が行い、企画事業を外部委託や請負によって行う場合は包括的な委託または請負とします。）。

(14) 公立文化施設としての協力

魚津市及び富山県の事業をホールにおいて実施しようとする場合は、ホールの利用に関して優先的な配慮を願います。

(15) 原状回復義務等

- 指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ魚津市教育委員会と協議することとします。また当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは魚津市教育委員会の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設又は設備を現状に回復しなければなりません。

- 指定管理者は、施設、設備、資料又は美術品を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、魚津

市教育委員会の指示するところにより、現状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。

(16) 監査

魚津市は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者の管理する公の施設の適正を期するため、指定管理者に対して当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。

また、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査委員による監査を行うことがあります。

(17) 自主事業の実施

指定管理者は、魚津市が経費を負担する業務以外に、自らの経費で自主的に事業を実施することができますので、実施する場合には、その内容を提案してください。ただし、事業の実施にあたっては事業計画書を魚津市へ提出し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度報告いただく必要があります。

- ・自主事業を実施する場合は、次の点に留意してください。

ア 自主事業の内容が、公の施設の目的に反しないものであること

イ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業として指定管理者の収入とすること。

- ・自動販売機や売店の設置等を行う場合は、自主事業として、魚津市より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び高熱水費を魚津市に納付すること。

(18) 常設展示室

常設展示室は現在、主に魚津市が管理する大平山濤氏の作品の展示やその他著名な作品展示及び企画展示に使用しています。常設展示室の利用は原則として、魚津市と協議の上、指定管理者が企画運営するものとします。なお魚津市がホール内で保管している美術品について、指定管理者がホール内で利用する場合は基本的に無償で使用を許可します。ただし、使用に際しては、事前に魚津市との協議を行ってください。

5 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）

6 指定管理料及び利用料金

新川文化ホールは地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に基づく利用料金制度を採用します。また事業に係る経費の一定の額については、魚津市が指定管理者に対して支払う指定管理料でまかなわれることとします。経費の取扱い等については、次のとおりとします。

なお、指定管理者指定後の事業計画、事業報告の提出の際には、魚津市分と富山県分を区分して、それぞれ積算が必要となります。

(1) 指定管理料の上限額

魚津市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料の上限額は次のとおりです。

指定管理料の上限額 2 1 9, 2 7 3 千円（3 か年分） （消費税及び地方消費税相当額を含む）

- ・上記の指定管理料の上限は管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。
- ・全体額については基本協定で、毎年度の指定管理料については年度協定で明示することとします。
- ・令和8年9月議会の採決等により、上記の上限額が変更となる可能性があります。変更となった場合のみ、募集要項の配布を受けた方に速やかに連絡します。
- ・協定で定めた金額については、原則として変更することはありません。ただし、賃金水準や物価等に一定の変動が見られた場合や、施設運営に重大な影響を与えるような災害など不測の事態が生じた場合は、魚津市と指定管理者が協議して対応を決定します。

（２）利用料金

ア 利用料金の収入等

施設の利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、条例に対象となる施設、区分及び金額が定められているので、その範囲内であらかじめ魚津市教育委員会の承認を受けて、指定管理者において設定してください。その際には施設の利用率の向上やサービスの向上に配慮してください。

イ 利用料金の減免

指定管理者は条例で定めるところにより、利用料金の減免を行ってください。その際の指定管理者の収入の減少については、管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

ウ 利用料金の改定について

魚津市では令和9年4月1日からの公共施設の利用料金の改定に向けて検討を進めています。料金改定の影響を踏まえた令和9年度～令和11年度までの年間利用料金収入見込額は17,614千円／年とします。

改定後の利用料金については、詳細が決まり次第、募集要項の配布を受けた方にお知らせします。

（３）指定管理料の精算

協定により定めた指定管理料には、令和9年度から令和12年度までの指定管理期間中、年間2,135千円の修繕料を含んでいます。修繕料については、年度終了後精算し、不要額が生じた時は、魚津市教育委員会の指定する期日までに返納するものとします。

（４）指定管理料の支払い

指定管理料は年度協定に基づき分割して支払います。

（５）区分経理等

指定管理者は本業務に係る経理とその他の業務に係る経理、団体自身の運営に係る経理を区分して整理しなければなりません。また経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

7 指定管理者の応募

（1）募集

①募集要項の配布期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月17日（月）午後5時15分まで

②配布場所

富山県魚津市教育委員会生涯学習・スポーツ課生涯学習・文化係

〒937-0066 魚津市北鬼江 313 番地 2

電話：0765-23-1045

魚津市役所ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.uzu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=6011>

③送付を希望する場合

送付を希望する場合は、配布場所宛に請求してください。

④配布の際のお願い

応募に係る質疑の回答を送付するために、募集要項の配布を受けた方には連絡先を魚津市教育委員会に通知していただく必要があります。ホームページ上から配布を受けた場合は、お手数ですが、生涯学習・スポーツ課宛電子メール（learning@city.uzu.lg.jp）にて連絡先をお送りいただきますようお願いいたします。仮に連絡先を通知されない場合は、質疑の回答事項を直接送付することができなくなります（応募することには問題ありません。）。

（2）申請方法（申請に係るスケジュールは、魚津市と富山県で同一になっております。）

①提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

ア 申請書 （様式第1号）

イ 事業計画書 （様式第2号）

ウ 納税証明書 （国税、県税、市税の納税証明書）

※ 法人にあつては法人の、法人格を有しない団体等については、その代表者について提出してください。

エ 誓約書 （様式第3号）

オ 法人等の概要を記載した書類（様式第4号）

カ 法人等の組織図、役員名簿（様式第4号の2）

キ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ク 法人の登記事項証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

コ ケの書類を作成していない場合は、団体の事業及び財務の状況を明らかにした書類

- サ 申請日の属する事業年度の計画及び損益状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- シ 共同体として申請する場合は、上記ウ及びオ～サについては、全ての構成員について提出してください。また、次の i ～vi の資料を提出してください。
- i. 共同体の構成員及び代表者がわかる書類
 - ii. 共同体の協定書
 - iii. 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
 - iv. 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類
 - v. 共同体による申請にあたっての誓約書（様式第 3 号）
 - vi. 共同体の構成員の当該共同体を代表する法人等への委任状
- ス 文化ホール又は、これに類する施設の管理業務の実績がある場合にはその内容が分かる書類（過去 3 ヶ年程度の主なもの）
- ※共同体の場合は、構成員の実績でも可
- ※新川文化ホールは、魚津市と富山県との共同設置の施設であることから、事業計画書の提出に際しては、一体的な管理を行うという前提で同一の内容の計画書をそれぞれに提出してください。なお、収支計画書については、別々に作成し提案願います。

②申請先及び申請方法

次のメールアドレスへ提出してください。ただし、「ウ 納税証明書」及び「ク法人の登記事項証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

（申請書提出先）

富山県魚津市教育委員会生涯学習・スポーツ課生涯学習・文化係

〒937-0066 魚津市北鬼江 313 番地 2

電話：0765-23-1045 電子メール learning@city.uzo.lg.jp

③申請書提出期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）午前 9 時から令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時 15 分まで

④申請書に係る著作権

（著作権の厳守）

申請者が申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うものとします。

（指定管理候補者選定までの著作権）

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、魚津市は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

（指定管理候補者選定後の著作権）

指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、指定管理候補者に選定された時から魚津市に帰属

し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑤その他留意事項

- ・同一の公の施設に複数の申請をすることは認めません。
- ・申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ・申請に使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は魚津市情報公開条例に基づく開示請求により、個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
- ・申請を撤回する場合は辞退届（様式第8号）の提出が必要です。
（共同体による申請に関する事項）
- ・複数の法人等で構成する共同体も申請を行うことができます。
- ・共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

（3）質疑応答

①質問・回答方法

- ・質問は、次の質問受付期間内に郵送又は電子メールにより、提出してください。
- ・質問事項の他に申請団体名（共同体による申請の場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・回答期日に、（4）の現地説明会に参加した方に対して、提出された質問及び質問への回答を郵送又は電子メールで連絡します。
- ・魚津市への質問は、魚津市の所有部分及び富山県との共有部分についてのみ受け付けます。
- ・共有部分に係る質問については、富山県と協議のうえ回答します。

②質問受付期間

- ・令和8年8月20日（木）から令和8年8月27日（木）午後5時15分まで

③質問への回答日

- ・令和8年9月4日（金）

（4）現地説明会

①日時 令和8年8月20日（木） 午後2時から

②場所 新川文化ホール 105 会議室

③参加方法

現地説明会への参加を希望される場合は、令和8年8月17日（月）の午後5時15分までに現地説明会参加申込書（様式第6号）により、ご連絡願います。なお、1法人等につき参加者は2名までとします。

※ 申請を行う場合には必ず現地説明会に出席してください。現地説明会に出席されない場合は、申請できません。（なお、現行の指定管理者以外の法人等から、現地説明会への参加申込みが無い場合には、現地説明会は開催しません。）

8 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

- ・指定管理者の選定に係る審査「富山県新川文化ホール指定管理候補者選定委員会」において行います。

(2) 審査方法

- ・審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の内容についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・応募者が多数であった場合には、書類による一次選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる二次選考を行う場合があります。
- ・プレゼンテーションを審査した結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補者として選定することとします。

(3) 審査基準

手続条例に基づき、次の審査基準により行うこととします。なお、審査の視点は富山県と同一です。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 市民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【平等な利用の確保】 a 市民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	20
	【サービスの向上】 e 文化の振興に関する事業の基本方針は適切か f 文化の振興に関する事業の内容は適切か、また実現可能性はどうか g 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか※1 h DXによるサービスの向上が工夫されているか i 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか	20
	【利用の増加】 j 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか k 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか。	10
	計	50
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的なかつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか ＜算式＞(申請者の得点)＝(最低提示額)／(申請者の提示額)×(配点)	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 20

	※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを採用します。 ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する 〈例〉最低提示額 80 ÷ 申請者提示額 90 × 配点 20 = 17.777 ⇒ 17.8	
	計	20
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実にできるだけの最低限の経営基盤を有しているか※2 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	15
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか※3 e 職員の指導育成、研修体制は十分か f 類似施設の管理実績はあるか、ノウハウの保有があるか	15
	計	30
	合 計	100

※1 主たる事務所が県外にある民間企業等の評価に当たっては、次の点を考慮して評価することとします。

- ・指定管理施設の所在する地域における日常的な活動を通じて、地域のニーズを十分に把握しているか
- ・指定管理施設の所在する地域の経済団体や公益団体に参画している場合には、そのネットワークを活用した利用促進等が期待できるか

※2 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等にかかわらず、同等の評価とします。

※3 主たる事務所が県内にある民間企業等と県外にある民間企業等が競合する場合、指定管理施設内の体制のみではなく、例えば、緊急時において主たる事務所からの迅速な応援が期待できるかなども含めて評価することとします。

(4) 審査結果

結果は、終了した時点においてすべての審査対象者に通知します。なお、審査結果概要については魚津市のホームページで公表します。

9 指定管理者の指定手続き等

(1) 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、魚津市議会の指定の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 告示

議決されたときは、その旨を指定管理者の候補者に通知するとともに、公告事項の掲示を行います。

(3) 協定の締結

指定の告示がなされた後、すみやかに魚津市教育委員会と指定管理者は指定管理業務に関する協定を締結することとします。

①協定は「基本協定」と「年度協定」の2つを締結

ア 「基本協定」：指定期間を通しての基本的事項に関する協定

イ 「年度協定」：年度ごとの業務及び指定管理料の支払いに関する事項を定める協定

②各協定の主な内容

ア 基本協定

- (ア) 協定締結に関する基本的な事項
- (イ) 指定期間に関する事項
- (ウ) 業務の範囲及び実施に関する事項
- (エ) 業務の実施状況の確認に関する事項
- (オ) 指定管理料及び利用料金に関する事項
- (カ) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (キ) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (ク) その他、必要と認める事項

※基本協定には、別紙の暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を添付します。

イ 年度協定

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に魚津市が支払うべき指定管理料に関する事項
- (ウ) その他

(4) 協定書の締結が困難となった場合の措置

①指定管理者の業務開始前までの期間（令和9年4月1日以前）

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取消すこととします。なお、取消しとなった場合は、前記8（4）の応募者の順位付けにおいて2位に決定した応募者を指定管理者の候補者として選定することとします。（第2位の応募者について同様の事態が発生した場合は第3位以降の応募者について順次同様に扱います。）

ア 魚津市議会により指定議案が否決されたとき

イ 指定管理者の候補が会社更生、破産若しくは清算に類する状態に及んだ場合

ウ 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

エ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

②指定管理者の業務開始後の期間（令和9年4月1日以後）

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設管理の継続が困難となった場合は、魚津市教育委員会は指定の取消しができるものとします。その場合は、魚津市に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。なお、次期指定管理者（次期指定管理者が業務を行うまでに魚津市が直営する場合の市を含む。以下同じ。）が円滑かつ支障なくホールの諸業務を遂

行できるよう引継ぎを行うものとします。

イ 指定管理者の責めに帰することのできない事由による場合

不可抗力等、魚津市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由により、施設管理の継続が困難になった場合、事業継続の可否について双方で協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合は、魚津市教育委員会は指定の取消しを行うものとします。その場合に発生する損害は合理性が認められる範囲で魚津市教育委員会が負担することを原則として、詳細を協議するものとします。

10 その他

(1) スケジュール

8月7日(金)	募集要項等の公表
8月7日(金)～8月17日(月)	募集要項等の配布
8月20日(木)	現地説明会の開催
8月20日(木)～8月27日(木)	質問の受付
9月4日(金)	質問の回答
9月28日(月)～10月5日(月)	申請書受付期間
10月下旬	選定委員会による審査
11月上旬	指定管理候補予定者の選定結果の発表
11月上旬	指定管理候補予定者との協議
12月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者との協定の締結
令和9年4月1日	指定管理者による施設の管理開始

(2) 応募等に係る経費

指定管理者の応募から、業務の引き継ぎを行うまでの期間（令和9年3月31日まで）にかかる経費は、応募者が負担することとします。この経費には例えば次のものが含まれます。

- ・応募書の作成に係る費用（証明書の交付手数料、印刷の費用等）
- ・引継ぎに関する諸費用

(3) その他留意事項

同敷地芝生広場において、新川こども施設（仮称）が令和9年8月ごろ供用開始に向けて建設を開始しています。そのため、ホール利用や敷地内管理に影響がある場合があります。また、PFI事業者から、設計・工事等に関して問い合わせがある可能性があります。

(<https://www.pref.toyama.jp/140401/kurashi/kyouiku/kosodate/shienjigyou/niikawakodomo/20220311.html>)

(3) 配布資料

- ・募集要項（施設配置図、施設平面図等）
- ・新川文化ホール指定管理者申請様式集
- ・新川文化ホールの管理に係る業務仕様書

- ・その他資料（新川文化ホール備品一覧表、魚津市美術展、魚津市民文化祭実施状況、新川文化ホール企画事業等一覧、富山県公立文化施設協議会規約、富山県民会館等利用料金の減免基準）
- ・新川文化ホール条例、新川文化ホール条例施行規則
- ・暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

問い合わせ先

富山県魚津市教育委員会

生涯学習・スポーツ課生涯学習・文化係

事務担当：本郷

〒937-0066 魚津市北鬼江 313 番地 2

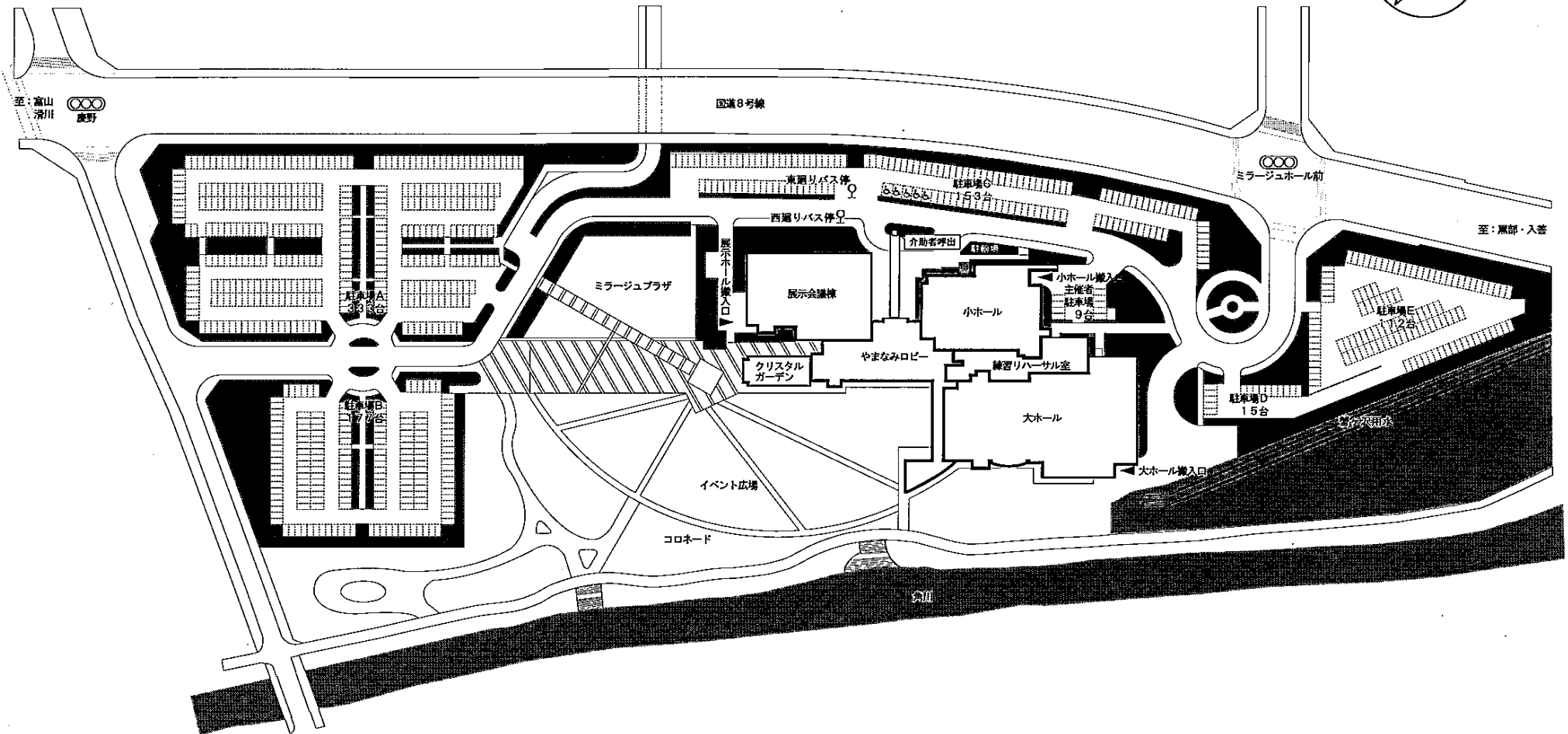
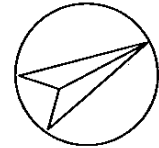
電話：0765-23-1045 FAX：0765-23-1052

E-mail: learning@city.uzu.lg.jp

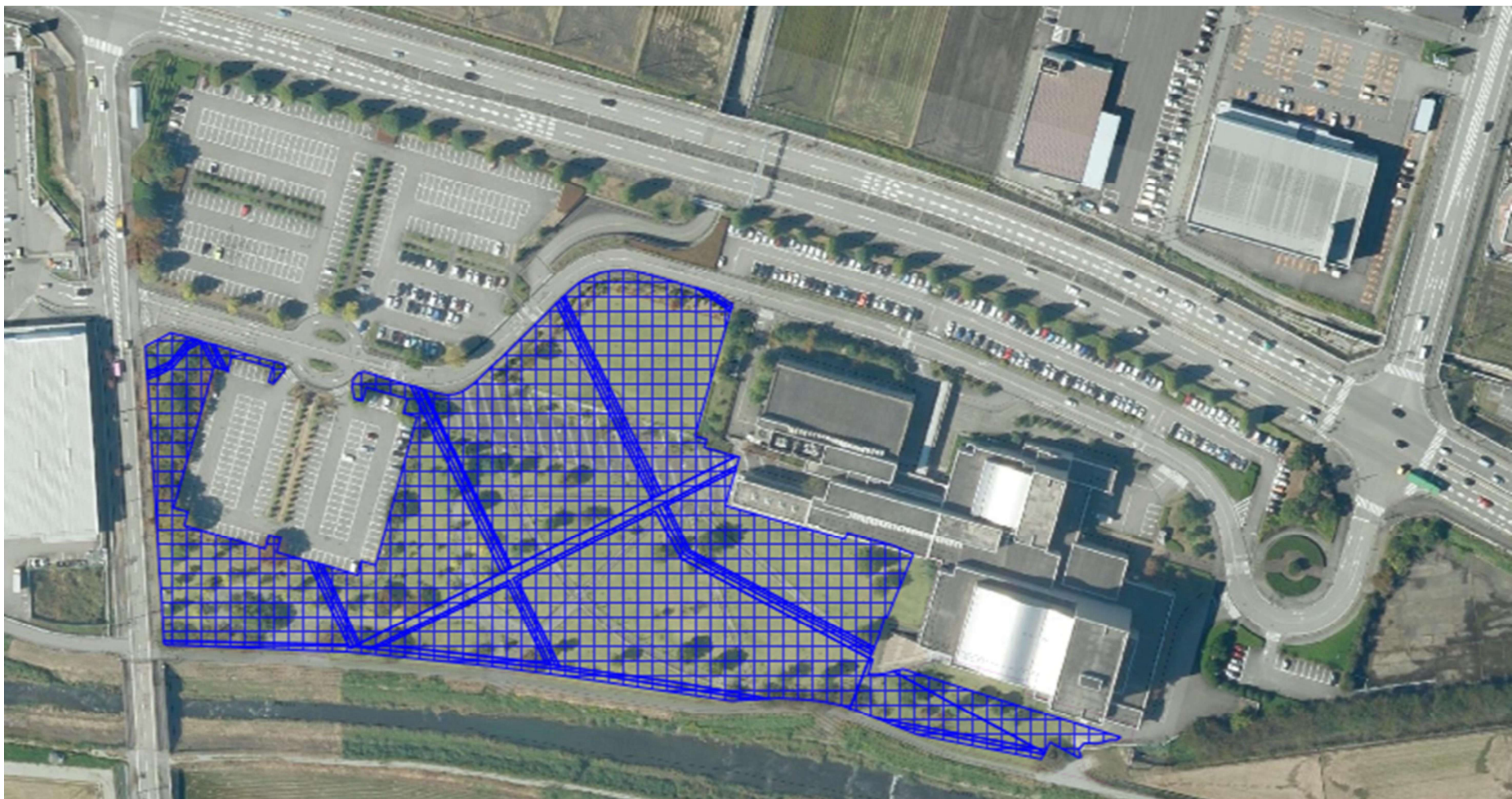
新川文化ホ-ル

敷地平面図

S:1/1500



新川文化ホール 敷地平面図



新川こども施設（仮称）事業用地

新川文化ホール

1 F

S:1/400

